

# JPX Co-Location Ecosystem 参加要項

## I 目的

株式会社 JPX 総研（以下「当社」という。）は、株式会社日本取引所グループの子会社が運営する市場（以下「JPX 市場」という。）の利便性及び流動性の向上に資することを目的として、この JPX Co-Location Ecosystem 参加要項（以下「本要項」という。）に従い、本要項に同意した者（以下「Member」という。）と共同で、JPX Co-Location Ecosystem を構築する。

## II JPX Co-Location Ecosystem

### II-1 定義

JPX Co-Location Ecosystem は、JPX コロケーションサービスを通じて JPX 市場に参加する又は参加を検討する投資家（以下「投資家」という。）が、選択的かつ効率的に取引環境を用意することを可能とするため、取引参加者、ソリューションプロバイダー及び当社が協調し、その選択肢を投資家に提示する枠組みをいう。

### II-2 Member

#### II-2-1 Member 登録手続

本要項に同意し、JPX Co-Location Ecosystem への参加を希望する取引参加者又はソリューションプロバイダー（以下「届出者」という。）は、別途当社が指定する届出書により、JPX Co-Location Ecosystem への参加を当社に届け出る。当社は、届け出られた内容につき、不備等がない旨を確認し、届出者を Member として承認する場合には、JPX ウェブサイトに届け出られた内容を掲載する。これを以て、Member としての登録手続が完了したものとする。

なお、当社は、届出者が II-2-2 に規定する義務を履行することができないおそれがある、又はその他当社が届出者を Member として承認することが適当でないと判断した場合、届出者を Member として承認しないことができるものとする。

#### II-2-2 Member 参加形態の選択と参加に際する義務

届出者は、前項の届出時において、JPX Co-Location Ecosystem への参加形態を以下からサービス毎に選択する。

なお、届出者は、届出時において、選択した参加形態によって定義される自社サービス提供環境の構築を完了させる必要はないが、Member 登録後、選択した参加形態による自社サービスの利用希望を投資家から受けた場合は、遅滞なく自社サービスの提供を行うために必要な体制を構築するものとする。

- 《参加形態①》 当社と直接に JPX コロケーションラックを契約し、当該ラックから自社サービスを投資家に提供する。
- 《参加形態②》 当社と直接に JPX コロケーションラックを契約する他社から、ラックスペース等の再提供を受け、当該ラックスペース等から自社サービスを投資家に提供する。
- 《参加形態③》 当社と直接に arrownet 回線契約を締結し、当該回線の終端する JPX コロケーション外部の拠点から、自社サービスを投資家に提供する。

### II-2-3 Member 脱退手続

Member は、JPX Co-Location Ecosystem から脱退する場合は、別途当社が指定する届出書により、JPX Co-Location Ecosystem から脱退する旨を当社に届け出る。当社は、届け出られた内容につき、不備等がない旨を確認し、Member の脱退を承認する場合には、JPX ウェブサイトに掲載される Member の内容を削除する。これを以て、Member としての脱退手続が完了したものとする。

### II-2-4 届出内容の変更

Member は、II-2-1 により当社に届け出た内容に変更がある場合は、II-2-1 に規定する届出書により、当社に届け出るものとする。

### II-2-5 Member 登録の取消し

当社は、Member が次のいずれかに該当する場合は、Member 登録を取り消すことができるものとする。

- (1) JPX Co-Location Ecosystem への参加にあたり、本要項の重大な違反、重大な過失又は背信行為があったとき
- (2) その他 Member の JPX Co-Location Ecosystem への参加が適切でないと当社が認めたとき

## II-3 JPX Co-Location Ecosystem 参加に伴う事前の同意

### II-3-1 JPX ウェブサイトへの掲載

Member は、II-2-1 により当社に届け出た内容について JPX ウェブサイトその他当社が指定する媒体に掲載されること、及び当該掲載が適当でないと当社が認める場合には当社は事前通告なく当該掲載を中止することができることについて、あらかじめ同意する。

### II-3-2 投資家への営業活動に関する相互の協力

当社及び Member は、投資家への営業活動において、相手方の協力が必要と判断した場合は、必要に応じて双方協議のうえ、当該営業活動に関して資料の提供や、同行、プレゼンテーション等の協力を行う。

### II-3-3 自社以外の複数 Member の存在

Member は、当社が複数 Member との間で JPX Co-Location Ecosystem を構築することにあらかじめ同意する。

### II-3-4 Member 間の公平な取扱い

当社は、JPX Co-Location Ecosystem を構成する複数の Member 間において公平な取扱いをする。

### II-3-5 免責

当社は、JPX Co-Location Ecosystem への参加によって Member 又は Member の顧客である投資家に生じるいかなる不利益について、一切の責任を負わない。

当社は、JPX Co-Location Ecosystem への参加によって Member 間又は Member と投資家との間で発生した紛争その他のトラブル等について、一切の責任を負わない。

### III 秘密保持義務

当社及び Member（この項において、以下「情報受領者」という。）は、JPX Co-Location Ecosystem への参加に際して知り得た当社又は他の Member（この項において、以下「情報提供者」という。）の業務、技術、取引及び社内情報等の情報を、情報提供者の事前の書面による承諾のない限り、公表し、又は第三者に対して開示若しくは漏洩してはならない。ただし、当該情報が以下のいずれかの情報に該当する場合には、この限りではない。

- 情報受領者が知る以前に既に公知であった情報
- 情報受領者が知る以前から既に保有していた情報
- 情報受領者が知った後、自らの責に帰すべき事由によらず公知となった情報
- 正当な権限を有する第三者から合法的な手段により秘密保持義務を負うことなく入手した情報

以 上

(2022 年 4 月 1 日)